

医療費通知（医療機関適正受診及びジェネリック差額）について

医療機関からの請求が正しいのか、また、ジェネリック医薬品の利用促進を図るため、被保険者の方に医療機関で処方された薬についてジェネリック医薬品に代替した場合の削減可能額についてもお知らせしています。

- ・回数 年2回
- ・時期 9月及び2月ごろ
- ・内容 9月は4月～6月診療分（9月ごろ）
2月は9月～11月診療分（2月ごろ）
- ・対象者 医療費通知の発送日に被保険者である方で、上記の期間に医療機関を受診され、処方箋により薬を処方された方に通知しています。なお、通知は世帯ごとに行っています。
発送時に当組合に在籍している組合員に通知します。
- ・その他 被保険者証（保険証）にジェネリック医薬品を希望する旨を表明するシールを被保険者証送付時に同封しています。追加して希望される方は、事務所までご連絡ください。